

令和4年2月18日

保護者様

愛知県立瀬戸高等学校  
校長 丸山 洋生

新型コロナウイルス感染症に関する臨時休業の判断基準の変更について（お知らせ）

平素から本校の教育活動に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

現在、県内の新型コロナウイルス感染者の増加はやや鈍化したものの、「愛知県まん延防止等重点措置」が継続されております。

令和4年2月7日付け「校内で新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について」でお知らせした内容のうち、臨時休業の判断基準について変更する旨、愛知県教育委員会から通知がありました。

学校における感染拡大を抑制するため、引き続き関係各機関と連携し、下記の基準に基づいて臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は学校全体の臨時休業）を実施してまいります。

なお、下記の基準を満たさないなど、校内で陽性者が判明しても臨時休業は実施しない場合もあります。

また、濃厚接触者を特定したり、臨時休業の要否に係る判断をしたりするための作業として、陽性が判明した生徒に対する聞き取りを、保健所に協力して学校が直接行う場合がありますので、御理解と御協力いただきますようお願いいたします。

御不明な点がございましたら、教頭までお問合せください。

記

臨時休業の判断基準 令和4年2月17日の変更部分

【一部臨時休業（学級閉鎖）】（土日祝日を含めた3日程度を目安）

- 直近3日間で以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
  - ① 感染者が3名以上判明した場合
  - ② 感染者、その感染者と「濃厚な接触をした可能性のある者」（いわゆる「濃厚接触者」）及び未診断の風邪等の症状を有する者が、合わせて学級の15%以上いる場合
  - ③ その他、設置者が必要と判断した場合

【一部臨時休業（学年閉鎖）】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

問合せ先 教頭 櫛原 邦弘

TEL 0561-82-7710